

とっとりインターンシップ 実施要綱

(目的)

第1条 鳥取県のインターンシップ事業（以下「本事業」という。）は将来の産業人材となる学生を対象に、鳥取県内の産・官・学が協働で実施し、専門的なスキルや知識、学生の就業観を身に付けるとともに、県内企業の魅力や自己の特性の理解を促進する就業体験や企業紹介等を含む実習プログラム（以下「インターンシップ等」という。）を推進することにより、学生の県内定着に繋げていくことを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業は、鳥取県（以下「県」という。）が選定する団体等（以下「委託機関」という。）が県のとっとりインターンシップ推進事業の一つとして受託し、鳥取県インターンシップ推進協議会で合意した活動計画等に基づき実施する。

(対象学生の実施要件)

第3条 本事業で対象とする学生（以下「対象学生」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 県内外の大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学校生（4年生以上）、又は専門学校生であること。
- (2) 対象学生の所属する学校又は学部（以下「所属学校等」という。）が、本事業に対し協力的であり、実習期間中、対象学生への支援体制が取れること。
- (3) その他、インターンシップ等に当たって次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 対象学生は、期間満了までの実習の実施に努めなければならない。
 - イ 対象学生は、受入先企業の就業規則等を尊重し、担当者の指導・指示に従い誠実に実習を励行することとする。
 - ウ 対象学生は、故意により受入先企業、第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受入先企業の実施要件)

第4条 インターンシップ等の企業（以下「受入先企業」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨を理解した人材育成意欲のある企業等で、県内に事業所を有するものであること。
- (2) 本事業での調整、書面の取り交し等において協力が得られること。
- (3) 主として、県内での実習が可能であること。
- (4) 就業体験を伴うインターンシップ等においては、教育的効果が乏しく、会社説明会や交流会に終始するようなプログラムを実施しないこと。
- (5) その他、インターンシップ等に当たって次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 受入先企業は、期間満了までの実習の実施に努めなければならない。
 - イ 1日の実習時間は8時間以下とする。
 - ウ 本事業は、受入先企業での労働力の確保を目的としたものではなく、対象学生と受入先企業との間に使用従属関係は存在しないものであり、作業等の強要や時間外の実習等、本事業の趣旨を逸脱した受入先企業からの指示に従う必要はないものとする。
 - エ 受入先企業は、対象学生に給与または手当、金品その他の名目を問わず実習にかかる対価は支払わないものとする。
 - オ 受入先企業は、実習に必要な場合を除き対象学生に金銭、有価証券その他貴重品の取り扱いをさせないものとする。
 - カ 受入先企業は、対象学生に自動車等の車両の運転をさせないものとする。
 - キ 受入先企業は、対象学生から本事業の実施に関し、金銭などを受け取ってはならないものとする。
 - ク 上記のほか、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）」（以下、「三省合意」という。）に示す、「汎用的能力・専門活用型インターンシップ」を実施する場合は、「三省合意」に示す要件を満たすプログラムとする。その際、学生情報の広報活動や採用活動への活用についても、「三省合意」の内容に従うものとする。

(実習期間)

第5条 本事業の実習期間は、5日間以上を基本とする。ただし、前条の要件を満たすものであれば、この限りではない。また、やむを得ない事情で実習を継続することが困難な場合は、委託機関、受入先企業及び所属学校等で協議の上、中断又は中止の決定をすることができる。

(実施内容)

第6条 本事業の実施内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 委託機関、県内高等教育機関及び県は密に連絡を取り、本事業の広報、対象学生の募集、登録及び受入先企業の開拓、登録を行う。また、学生に対しては事前・事後学習、受入先企業に対しては、本事業の研究会、ふりかえり会等を実施する。
- (2) 委託機関は、本事業に関し、学生及び企業からの相談に応じるものとする。
- (3) 委託機関は、所属学校等と連携して本事業の対象学生と受入先企業とのマッチングを行い、インターンシップ等における支援及び県内就職に繋がる支援等を行う。

(コーディネーター等の配置)

第7条 前条に係る実施内容を遂行するため、委託機関にコーディネーター等本事業に専属する人員を配置することができる。

(経費負担)

第8条 委託機関は、本事業実施に係る「対象学生の損害保険料及び賠償責任保険料」「交通費・宿泊費の助成」を負担するものとする。また、委託機関は県が必要と認める場合に限り受入先企業に対し学生受入に伴う受入事務経費等を支払うことができる。

(守秘義務)

第9条 本事業における情報の取り扱いについては次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 委託機関及び受入先企業は、対象学生が提出する書類等により知り得た個人情報の本事業に関する目的以外に使用しないものとし、漏洩してはならない。
- (2) 委託機関、対象学生及び所属学校等は、インターンシップ時に受入先企業より知り得た機密情報を受入先企業の承諾のない限り、事業実施中及び終了後も他に漏洩してはならず、また自己の用途のために用いてはならない。

(対象学生の身分)

第10条 対象学生の身分については、受入先企業及び委託機関との間に、雇用関係その他の身分関係は一切発生しないものとする。

(実習中の事故への対応)

第11条 本事業での実習中の事故については次の各号に定めるとおり取り扱う。

- (1) インターンシップ等実施中（自宅又は宿泊先と受入先企業との移動時を含む。）の傷害、事故等に備えて、委託機関は傷害保険及び賠償責任保険に加入する。
- (2) 対象学生が、受入先企業又は第三者に対し、傷害又は損害を与えた場合は、法令等に従って委託機関の加入する保険により処理するものとし、委託機関はこの範囲を超えての責任は負わない。

(覚書の締結)

第12条 本事業の円滑な実施を図るため、必要に応じて、受入先企業と所属学校等との間で覚書を交わすことができる。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年11月6日より改訂施行する。
- この要綱は、平成31年1月15日より改訂施行する。
- この要綱は、令和元年12月19日より改訂施行する。
- この要綱は、令和3年2月17日より改訂施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日より改訂施行する。
- この要綱は、令和7年4月1日より改訂施行する。